

東部広域行政管理組合の可燃物処理施設に係る環境影響評価の進捗

環境立県推進課／平成27年12月9日

■ 環境影響評価手続の進捗

- 平成21年 8月17日：方法書提出（アセス手続の開始）
平成22年 1月20日：方法書に対する知事意見（審査会：3回開催）
- 平成24年 3月30日：準備書提出
10月31日：準備書に対する知事意見（審査会：4回開催）
- 平成25年 1月21日：評価書提出
3月21日：評価書に対する知事意見の送付（審査会：2回開催）

4月19日：補正された評価書の提出
5月17日：補正された評価書に対する知事意見の送付（審査会：1回開催）

8月30日：再補正された評価書の提出
9月30日：再補正された評価書に対する知事意見の送付（審査会：1回開催）

10月30日：再々補正された評価書の提出
11月29日：条例第24条第2項通知（審査会：1回開催）
（環境保全の見地の修正の必要が認められない（付帯意見付き））
- 12月13日～1月14日：評価書の公告・縦覧
- 12月26日：新可燃物処理施設整備計画の策定
- 平成26年 1月29日：変更届出書及び環境影響の変化の見込み報告
2月5日：環境影響評価審査会
（上記「変更届出書」及び「変化の見込み報告」について審査会の意見無し）

3月31日：修正された変更届出書及び環境影響の変化の見込み報告
（いずれも審査会における指摘事項の修正）
- 平成27年 10月1日：処理方式をストーカ方式に決定

11月27日：変更届出書の提出

これまでに提出した知事意見の主な意見概要

環境立県推進課／平成 27 年 12 月 9 日

手続段階	知事意見の概要	事業者見解の概要
方法書 (H21.1.20 意見)	【総括的事項】 ①環境影響評価の実施に当たり、住民からの要望への配慮と積極的な情報公開 ②新たな事情が生じた場合の項目の見直し、必要に応じた追加調査等の実施 ③環境影響の回避・低減に係る最大限の努力 ……など 【個別事項】 ○各影響項目について、調査に係る留意事項等に関する意見 ……など	【総括的事項】 ①これまで「国英だより」の発行、地元説明会の開催、HP 公表などで情報公開。今後さらに積極的に情報提供を行う ②調査地点の追加等を実施 ③実行可能な範囲で回避・低減が図られているかの観点で評価 【個別事項】 ○それぞれ、知事意見を踏まえて調査・予測・評価を実施
準備書 (H24.10.31 意見)	【総括的事項】 ①把握した住民意見への十分な説明、誠意ある対応、積極的な情報公開 ②評価書提出までの処理方式の決定と決定後の準備書との比較検証の実施 ③隣接地の工業団地計画など将来の環境状態を勘案した予測評価の実施 ……など 【個別事項】 ○大気の評価に用いた予測式の妥当性の明確化、土壌のダイオキシン類濃度のより定量的な評価の実施、動植物の必要に応じた事後調査の内容等の見直し ……など	【総括的事項】 ①準備書についての住民意見に可能な限りの対応、HP・市報等への掲載や説明会の開催などによる積極的な情報公開 ②処理方式は慎重に決定したい。なお、予測・評価は最大影響となる方式のデータをもとに実施しており、方式決定後は比較・検証を実施する ③情報収集を行い、それに基づき予測評価が可能な項目についての結果を評価書に記載 【個別事項】 ○それぞれ説明・必要な対応等を実施
評価書 (H25.3.21 意見)	①処理方式決定、事業実施に伴う環境影響に関する住民意見等への十分な説明、誠意ある対応、積極的な情報公開 ②処理方式の決定と決定後の比較・検証方法等の明確化 ③隣接工業団地計画（鳥取市事業）に関しての市との情報共有及び連携・協力 ④事後調査の時期・期間等の可能な範囲での明確化 ……など	①準備書意見への見解①に加え、今後の評価書公告・縦覧、方式決定後の比較検証などの各段階での情報公開を明示 ②準備書意見への見解②に加え、本環境影響評価の手続の一環等として比較・検証を実施することを記載 ③情報共有、連携・協議について鳥取市に働きかけ ④補正後の評価書に記載

<p>補正評価書 (H25.5.17 意見)</p>	<p>処理方式の未決定、施設建設差止め請求訴訟の継続などの状況があり、事業者にはより丁寧な対応が求められることから、改めて以下の事項を踏まえ評価書を補正すること。</p> <p>①処理方式決定、事業実施に伴う環境影響への住民説明等に対する意見等への対応方針の明確化</p> <p>②処理方式決定後の環境影響の比較・検証等の方法について、環境影響評価条例の目的を踏まえた対応の明確化 ……など</p>	<p>①評価書意見への見解①に加え、住民意見については今後も可能な限り対応することを明示</p> <p>②事業者の責任で条例と同等の手続を実施する方針とその方法を明示</p>
<p>再補正評価書 (H25.9.30 意見)</p>	<p>処理方式に関する一定の方向性が示された第3次報告書がまとめられたことから、その内容について環境影響の変化の見込みの明確化及びパブリックコメントの意見概要と事業者見解の報告すること</p>	<p>第3次報告書の内容に基づく環境影響評価の変化の見込み及びパブリックコメントの意見概要と事業者見解を掲載</p>
<p>再々補正評価書 (H25.11.29 24条2項通知)</p>	<p><u>環境保全上の見地からの修正の必要が認められない。</u></p> <p>ただし、処理方式が未決定のため、処理方式決定後の比較検証結果の報告と以下の付帯意見を適切に実施すること。</p> <p>①住民意見への誠意ある対応と積極的な情報公開、及び処理方式決定後の比較検証の確実な実施</p> <p>②事業全般にわたり、環境負荷がより一層低減される事業計画とすること</p> <p>③進捗の節目ごとの計画変更の有無及び環境影響の変化の見込みの報告。また、変更に伴う必要な手続の確実な実施</p> <p>④比較検証結果に対する追加の環境保全措置等を求めた場合の確実な実施</p> <p>⑤評価書に記載した事後調査等の確実な実施</p>	